

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 3 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅行業法施行令及び旅行業法施行規則の一部改正について

今般、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）が令和元年 5 月 31 日に公布されたところ、旅行業法施行令（昭和 46 年政令第 338 号）及び旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号。以下「施行規則」という。）について、それぞれ所要の改正を行いましたので、下記の通り周知いたします。

記

旅行業法に基づく更新の登録、試験の受験及び研修の受講の申請に係る手数料について、電子情報処理組織を使用して申請をした場合の納付方法については、従来施行規則第 41 条第 1 項及び第 56 条第 1 項に規定していたところ、デジタル手続法により、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 15 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 6 条第 5 項に手数料に係る規定が新設され、主務省令で規定することとされました。同項に基づき、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号）第 5 条に情報通信技術による手数料の納付方法を定め、併せて施行規則第 41 条第 1 項及び第 56 条第 1 項のただし書を削除しております。また、旅行業法施行令については、第 4 条第 1 項において引用元をデジタル行政推進法第 6 条第 1 項へ修正する改正を行いました。

なお、今回の改正による旅行業法関連手続への影響はありません。